群馬県病院薬剤師会　会則

第1章　総　則

第1条　本会は、群馬県病院薬剤師会と称する。

第2条　本会は、事務局を会長、若しくは副会長の所属する施設内に置く。

第2章　目的及び事業

第3条　本会は、一般社団法人日本病院薬剤師会との連携のもと、病院、診療所、介護保険施設に籍を有する薬剤師の倫理的、学術的水準を高め、質の高い薬物療法の確保を図ることにより、医療薬学及び薬剤業務全般の向上発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

第4条　本会は、第３条の目的達成のため、以下の事業を行う。

（1）　薬剤師の資質の向上に関する事項

（2）　学術大会、研修会、学術講演会等の開催に関する事項

（3）　会誌の発行及びその他の刊行物の発行に関する事項

（4）　一般社団法人日本病院薬剤師会との連携及び協力に関する事項

（5）　関係諸団体との連携及び協力に関する事項

（6）　その他本会の目的を達成するために必要な事項

第3章　会　員

第5条　本会の会員は一般社団法人日本病院薬剤師会の会員資格に準じ、次の通りとする。

（1）　正会員

群馬県内の病院、診療所、介護保健施設に籍を有し、本会の目的及び事業に賛同する薬剤師

（2）　特別会員

正会員以外で薬剤師免許を有し、本会の目的及び事業に賛同する個人

（3）　賛助会員

本会の目的に賛同し、事業を支援する団体又は個人

（4）　有功会員

細則に定める規定により推薦され、理事会の同意を得て、総会で承認された者

なお、正会員並びに特別会員は一般社団法人日本病院薬剤師会の正会員、特別会員となる。

第6条　本会に入会しようとする者は、会長に所定の届け出をしなければならない。

第7条　正会員、特別会員及び賛助会員は、総会で別に定める会費を毎年納入しなければならない。

２　有功会員は会費の納入は要しない。

第8条　会員は次の事項のいずれかに該当する場合には会員の資格を失う。

（1）　本人より退会の申し出があった時

(2)　会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じない時
(3)　本人が死亡した時
(4)　本会の名誉を著しく毀損し、本会の趣旨に反するような行為があった時は、総会の決議を経て除名することができる。但し、総会は議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(5)　前項の規定による除名は出席者の3分の2以上の賛成を得なければ行うことはできない。

第4章　代　議　員

第9条　本会は一般社団法人日本病院薬剤師会から委託された代議員選挙及び予備代議員選挙を行い、一般社団法人日本病院薬剤師会で開催される総会に社員として参加する。
2　代議員数及び予備代議員数は一般社団法人日本病院薬剤師会で定められた数とする。
3　本会の代議員及び予備代議員を別に定める選挙規定により選出する。

第5章　役　員　等

第10条　本会に次の役員を置く。
(1) 会　長　　1名
(2) 副会長　　3名
(3) 理　事　　20名以上、30名以内とする。
(4) 監　事　　2名

第11条　会長は、本会を代表し会務を総括する。
2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3　理事は、理事会を構成し、事業の執行を決定する。
4　監事は、本会の会務及び会計を監査する。

第12条 本会の会長は、総会において別に定める選挙規定により正会員より、監事は会員より選出し、副会長ならびに理事は会長が指名する。

第13条 役員の任期は2年とする。ただし役員の任期満了の場合においても後任者が決定するまでは前任者がその職務を行う。また、再任は妨げない。
2　役員の欠員補充があった場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第14条 本会に名誉会長を置くことができる。
2　名誉会長は、本会に顕著な功績のあった会長のうちから、理事会の推薦により総会で承認された者とする。

第15条 本会に、必要に応じ、顧問を置くことができる。
2　顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　顧問は、本会の運営の重要事項について、意見を述べることができる。

第6章　会　議

第16条 本会の会議は、総会、理事会、委員会とする。

2　通常総会は、毎年１回年度始めに会長が招集する。

3　臨時総会は、会長または理事会が必要と認めた時、会長が招集する。

4　理事会は、会長が必要と認めた時、随時会長が招集する。

第17条 総会は委任状を含め、正会員の過半数の参加をもって成立する。

第18条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

（1）　会則ならびに細則の変更

（2）　事業報告、事業計画に関すること

（3）　決算、予算に関すること

（4）　その他、会長が必要と認めた事項

第19条 本則に定めなきものは理事会において協議、決定する。

第20条 理事会に次の各委員会を置き、委員長は理事の中から会長が指名する。

委員長の任期は２年とし、再任は妨げない。

（1）　総務委員会

（2）　学術委員会

（3）　研修委員会

（4）　ＤＩ委員会

（5）　臨床薬剤業務委員会

（6）　広報委員会

（7）　編集委員会

（8）　中小病院療養病床対策委員会

（9）　精神病床関連対策委員会

（10）薬薬連携事業対策委員会

（11）その他、会長が必要と認めた委員会

2　各委員会に担当副会長を置き、副委員長、委員は会長が委嘱する。任期は２年とし、再任は妨げない。

第7章　会　計

第21条 本会の経費は、群馬県病院薬剤師会会費、日本病院薬剤師会からの交付金、寄付金、雑収入をもってこれに充てる。

第８章　事業年度

第22条 本会の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

第９章　雑　則

第23条 本則により定められた事項を遂行するために細則を規定する。

附　則

第24条 本則の改正は総会の議を経るものとする。

2　本則に定めなきものは理事会に於いて協議・決定する。

3　本則は昭和 58 年 5 月 21 日より施行する。

3-1　本則は第 4 条、第 13 条を平成 6 年 5 月 13 日改正

3-2　本則は第 3 条、第 13 条を平成 9 年 5 月 31 日改正

3-3　本則は第 6 条を平成 13 年 6 月 9 日改正

3-4　本則は第 4 条を平成 14 年 6 月 2 日改正

3-5　本則は第 13 条を平成 16 年 5 月 30 日改正

3-6　本則は第 13 条を平成 18 年 6 月 13 日改正

3-7　本則は第 3 条、第 12 条、第 13 条、第 16 条を平成 20 年 5 月 18 日改正

3-8　本則は平成 22 年 5 月 22 日改正

3-9　本則は第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 14 条を平成 24 年 5 月 20 日改正

3-10　本則は第 11 条 2 を平成 25 年 5 月 26 日改正

3-11　本則は第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 9 条、第 19 条を平成 26 年 5 月 11 日改正